

ご協賛のお願い

「令和5年度 第48回 にしのみや市民祭り～想いをつなぐ 地域の絆～」

市民相互の理解と連帯を深め、生活文化の向上と郷土西宮の発展に寄与することを目的に開催する「にしのみや市民祭り」は今年で第48回を迎えます。長らく新型コロナウイルス感染症の影響を受けて参りましたが、3年ぶりの現地開催となった昨年度は、この日を心待ちにしていた多くの市民の皆様にご来場いただき、賑わいのある一日となりました。

今年度は4年ぶりに「飲食ブース」や「ロードステージ（市役所前線道路でのだんじり等）」が再開されますので、昨年度を上回る多くの市民の皆様にご来場いただき、西宮の魅力、賑わいを楽しんでいただきたいと考えております。また、第50回の節目の年を2年後の令和7年度に控えており、この年は西宮市の市制施行から100周年を迎える年にもあたることから、この素晴らしい機会を生かし、多くの市民、関係者の皆様が守り・育ててきた「にしのみや市民祭り」をしっかりと未来へつないで参りたいと考えております。

事業者の皆様におかれましては、にしのみや市民祭りの趣旨にご賛同いただき、ご協賛を賜りたく何卒宜しくお願い申し上げます。

にしのみや市民まつり協議会
会長 吉井 良昭

1. 開催概要

■開催日時/場所 2023年10月28日（土）11:00～18:30/西宮市役所本庁舎周辺

■実施イベント

- ①ロードステージイベント 開会セレモニー、だんじり等
- ①ステージイベント ダンスやパフォーマンス、バンド演奏などの賑わいのある多彩なステージイベント
- ②ブース・バザール 市民が相互理解と交流を深めるための展示・物販コーナー（飲食ブースあり）
- ③子どもコーナー 人形劇や紙芝居、ゲーム等、子どもたちの笑顔あふれる催し
- ④みやたんイベント 西宮市キャラクター「みやたん」をテーマにした会場周遊型の参加型イベント
- ⑤その他 消防体験コーナー、ストリートピアノ等

2. 協賛広告について

ご協賛金額に応じて、各種媒体・方法にて貴社名等をご紹介します。

※誠に勝手ながら1口1万円からとさせていただきます。

※口数に応じて下表を縦にご覧いただき、○が付いている広報区分は全てご選択いただけます。

媒体	広報区分	掲載内容等	1口	2口	3~4口	5~9口	10口以上	30口以上
チラシ	開催周知チラシ	社名のみ	○	○	○	○	○	○
プログラム	当日配布プログラム	社名のみ	○	○	○	○	○	○
ケーブルテレビ (Baycom)	A 1/8 画面スクロールスパー	社名のみ		○				
	B 1/5 画面スーパー	社名/所在地/電話番号			○			
	C 全画面スーパー	社名/所在地/電話番号/PR文				○	○	○
	D オリジナルCM	協賛企業様のオリジナルCM						○
協議会 ホームページ	A 協賛一覧（トップページ）	社名のみ	○	○	○	○	○	○
	B パナー広告（トップページ）	任意（協賛企業様作成）					○	○


※詳細は協議会ホームページをご覧ください。

▶裏面もご覧ください

3. 協賛申し込み方法

協議会ホームページ（「新着ニュース」）の「申し込みフォーム」等からお申し込みのうえ、協賛金のお振り込みをお願いします。

※令和5年8月31日（木）までにお申し込み・お振り込みをお願いします。

協議会ホームページ	
URL : https://www.nishinomiyaishiminmatsuri.jp/	
▶『にしのみや市民祭り』で検索 または 右二次元バーコードを読み取り	

4. 振り込み方法

下記口座にお振り込みください。

※手数料は協議会が負担いたします。振込手数料が協賛金額に含まれるようにお振込みください。

銀行・支店名	三井住友銀行 西宮支店	預金種別	普通預金
口座番号	3199710		
口座名義人	ニシノミヤシミンマツリキヨウギカイ	ジムキヨウキヨウ	ヨシムラ タスケ
	にしのみや市民祭り協議会	事務局長	吉村 大助

5. お問い合わせ

にしのみや市民祭り協議会事務局（西宮市役所 市民協働推進課内）

〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号

TEL 0798-35-3458 MAIL vo_chiiki@nishi.or.jp

6. 留意事項

- 期限までにお申込みの確認ができない場合は、協賛金をお振り込みいただきましても、各種協賛広告を掲載できない場合がございますのでご了承ください。
- 貴社（団体）名など協賛申込の情報は、各種協賛広告に使用いたしますので、正確に記入（入力）してください。
- 市民祭りが開催中止になりましても協賛金は返金いたしかねますので予めご了承ください。
- 市民祭りの協賛募集に関しては、法令に抵触する他、社会秩序や青少年の育成に悪影響を及ぼす可能性がある等協議会が不適当と判断した企業・団体からのご協賛をお断りする場合があります。また、「PR文」、「バナー広告」等の協賛広報につきましては、社会的信用度を確保する観点等から、協議会が不適当と判断した場合は内容の変更をお願いし、これに応じて頂けない場合は掲載をお断りする場合があります。
- 協賛金は今年度の市民祭りの開催経費に充てさせていただくほか、協議会の運営経費や翌年度以降の市民祭りの開催経費（周年事業やイベント等関連事業を含む）等市民祭りに関連する経費に活用させていただきます。
- にしのみや市民祭りは、にしのみや市民祭り協議会が主催しており、協賛金も当協議会の名称で募集しております。過去に一部の民間広告会社が市民祭りの紹介記事を新聞に掲載するという事で企業様等に広告の協賛を募られたことがございましたが、このような広告協賛の募集は当協議会とは一切関係ございません。